



年金Q&A Vol.3

Q

平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金は厚生年金制度に統一されると聞きました。具体的に、どのようなことでしょうか。

A

被用者年金制度の一元化とは、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金制度に公務員及び私立学校の教職員も加入することとし、厚生年金制度に統一することです。具体的には次の内容となります。

○公務員等も厚生年金に加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一されます。

平成27年10月からは、公務員や私立学校の教職員も厚生年金に加入することとなります。これにより、1階部分の基礎年金に上乘せされる2階部分の年金は厚生年金に統一されることとなります（2階部分の給付設計は、現在、厚生年金も共済年金も同じです）。

○制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消します。

厚生年金と共済年金は制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消します（主な制度間の差異は下表参照）。

	共済年金	→	厚生年金
被保険者の年齢制限	○年齢制限なし（私学共済除く）		○70歳まで
老齢給付の在職支給停止	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金） \geq 28万円の場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 （私学共済は厚生年金と同様） ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 （賃金＋年金） \geq 46万円の場合、年金の一部又は全部を支給停止。		○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは、 （賃金＋年金） \geq 28万円の場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以上は、 （賃金＋年金） \geq 46万円の場合、年金の一部又は全部を支給停止。
障害給付の支給要件	○保険料納付要件なし		○保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が2/3以上必要。
障害給付の在職支給停止	○老齢給付の在職支給停止と同様		○在職支給停止なし

○保険料率は厚生年金の保険料率に統一されます。

厚生年金及び共済年金の保険料率は、現在も毎年0.354%ずつ引き上げられていますが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、厚生年金は平成29年、公務員は平成30年、私立学校の教職員は平成39年に、18.3%で統一されます。

○標準報酬制に移行します。

保険料及び給付額の算定基礎は、現在の手当率制から標準報酬制へ移行します。詳細は次号に掲載します。

（執筆／地方職員共済組合）